

薩摩川内市ヘルシーメニュー提供店・登録実施要領（案）

1 目的

薩摩川内市健康づくり推進の一環として、仕出し業者や飲食店、惣菜販売でヘルシーメニューを提供する「さつませんだいヘルシーメニュー提供店」（仮称）（以下「提供店」という。）を登録し、健康な食生活を送るための登録店の情報発信等を行うことにより、市民の健康づくりの取り組みを支援する。

2 募集店舗

- (1) 市内に所在する飲食店（食品衛生法の飲食店営業の許可を受けている店舗とし、一般食堂、料理店、レストラン等食品を調理して利用客に飲食させる店舗）（以下「飲食店」という）。
- (2) 市内に所在する弁当・惣菜店、物産館、量販店、百貨店、スーパーマーケット及び小売店等（店内で飲食を行わない店舗）（以下「弁当・惣菜店等」という）。
- (3) 市内に所在する企業、大学及び病院等の食堂

3 応募基準等

- (1) 事業の趣旨に賛同し、応募基準を満たす飲食店、弁当・惣菜店等は、応募することができる。
- (2) 応募基準の内容は「別紙1」の指定メニュー、または提案メニュー1～5の項目に示したとおりとする。

4 応募方法

提供店の登録を希望する事業者は、別記様式1「ヘルシーメニュー提供店登録希望申込書（以下「申込書」という）」、別記様式2「ヘルシーメニュー提供登録申請書（以下「申請書」という。）を薩摩川内市市民福祉部市民健康課（以下「市民健康課」という。）に提出することとする。

5 審査・登録

市は申請の内容を確認し、応募基準を満たすと認めるときは、提供店として登録し、また必要に応じて、栄養士と内容に関する検討を行い、登録可能な内容に変更等を行った上で、申請した店舗等に対して登録証を交付するものとする。

6 登録にあたっての承諾

提供店は、登録したときに次の事項を承諾したものとみなす。

- (1) 市のホームページ又は市が作成するガイドブック等への掲載協力
- (2) ステッカー・ちらし等の設置などによる提供店の宣伝・普及の協力
- (3) 市などが提供する健康づくりに関する情報発信への協力
- (4) 市などが実施する調査への協力

7 申請内容変更及び登録の辞退

提供店は、申請書に記載した内容に変更が生じたとき又は、登録の辞退を申し出るときは別記様式3「内容変更・登録辞退届出書」を市民健康課へ提出するものとする。

8 指定の取消し

次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、提供店の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3項の応募基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第7項の登録辞退の申し出があったとき。
- (3) 廃業などにより続行することが困難であるとき。

9 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

応募基準（案）

指定メニュー	
さつませんだいヘルシー弁当(仮称) ※ブルーサークル対応	市によるメニュー指定の弁当（別紙1-1） 1食あたりの総エネルギーが600kcal 未満かつ食塩相当量が3.0g未満で、栄養バランスの整ったもの。

提案メニュー ※既存の販売メニュー、新規の販売メニューのいずれでも可	
1	いきいき健康バランスメニュー (仮称) ※ブルーサークル対応
2	野菜たっぷりメニュー
3	塩分控えめメニュー
4	塩分・たんぱく質控えめメニュー
5	ヘルシースイーツ

1	いきいき健康バランスメニュー (仮称) ※ブルーサークル対応	1食あたりの総エネルギーが600kcal 未満でかつ食塩相当量が3.0g未満のものとする。 ごはんの量の調整で500~700kcal に対応する。 (A) 肉メニュー (B) 魚メニュー (C) 混合メニュー
2	野菜たっぷりメニュー	(A) 単品1皿あたりの野菜使用量が70g以上のもの。 (B) 1食あたりの野菜の使用量が140g以上のもの。
3	塩分控えめメニュー	(A) 1皿あたりの食塩相当量1g以下のもの。 (B) 1食あたりの食塩相当量が3.0g以下のもの。
4	塩分・たんぱく質控えめメニュー	1食あたり塩分2g以下、たんぱく質18g以下のメニュー 市の例示メニューを活用して、登録事業者が栄養士と検討し提供可能としたメニュー（別紙1-2）
5	ヘルシースイーツ	(A) 100kcal 以下 (B) 野菜スイーツ 野菜30g以上使用 (C) 提案メニュー (例) 全粒粉・未精製糖の使用、食物繊維量摂取、糖分・脂肪分控えめ

【付帯条件】

栄養士による栄養価計算を必須とする。

【表示項目】

該当する項目のメニューが分かるように、メニュー等に表示すること。

注) ブルーサークルとは

現在、糖尿病は急速に増加し、世界の成人人口の5~6%をしめ、今後も増加することが見込まれており、合併症などによる間接的死亡率を合わせた死亡率が高いことから、国連は世界各地で糖尿病の予防、治療、療養を喚起する啓発運動を推進することとなった。この活動をブルーサークル活動という。

なお日本でも、40歳以上の3人に1人が糖尿病または糖尿病予備群であることが国民健康・栄養調査結果で示されている。